

## せとまちサポーター設置要綱

### (設置)

第1条 せとまちブランディング戦略に基づき、市民が主体的に瀬戸市（以下「市」という。）の魅力を広く発信することにより、認知度の拡大や市民の誇りと愛着の醸成を図るため、せとまちサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 サポーターは、次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) 市の魅力である「自然と共生しながら育まれてきたものづくり文化」、「やきものづくりとも深く関わってきた里山」等の魅力をSNS等を活用して広く発信すること。
- (2) 市の主催する催し等へ参加し、SNS等を活用して広く発信すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動

### (要件)

第3条 サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に対して愛着を持っている者であること。
- (2) 市の魅力を理解し、主体的に発信していくことができる者であること。

### (登録)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、せとまちサポーター登録申込書を市長に提出するものとする。

- 2 サポーターとして登録しようとする者は、登録に際して、市が実施する所定の講習を受講しなければならない。ただし、市長が講習を受講させる必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、サポーターとして登録した者に、せとまちサポーター会員特典（以下「特典」という。）を付与し、せとまちサポーター会員証・特典証（以下「会員証兼特典証」という。）を交付するものとする。
- 4 第1項に規定する提出及び前項に規定する交付は、電磁的方法によるものとする。

### (登録特典)

第5条 特典の内容は、別に定める。

- 2 特典を受けることができる期間は、会員証兼特典証の交付を受けた日の属する年度の年度末から2年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次条ただし書の規定により、サポーターとしての登録の継続の意思確認ができた者については、特典を受けることができる期間を2年間更新するものとする。

(任期)

第6条 サポーターの任期は、定めないものとする。ただし、市から定期的に登録の継続について意思確認を行うものとする。

(登録変更)

第7条 サポーターは、登録の内容に変更が生じた場合は、せとまちサポーター登録変更届を電磁的方法により市長に提出しなければならない。

(登録解除)

第8条 サポーターは、サポーターとしての登録を解除しようとするときは、せとまちサポーター登録解除届を電磁的方法により市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターとしての登録を解除することができる。

(1) 第6条の規定により市が意思確認を行ったにもかかわらず、登録の継続についての意思確認ができないとき。

(2) サポーターとして不適格な表現又は言動があり、サポーターとしての適格性を欠くに至ったとき。

(投稿写真に係る使用許可)

第9条 市は、サポーターに帰属するSNS等に投稿した写真等の著作物（以下「投稿写真」という。）について、市が行うポスター、チラシ、ホームページ、SNS、広報せと等でのPR活動に限り、無償で利用できることとし、第4条に規定するサポーターの登録申込の際に、その旨の許諾を得ることとする。

2 前項の規定に基づき、投稿写真を市が利用するに当たっては、利用の方法及び範囲を個別にサポーターと必要に応じて協議することとする。

(報酬等)

第10条 サポーターに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

(守秘義務)

第11条 サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も同様とする。

(庶務)

第12条 サポーターに関する庶務は、企画部政策推進課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この要綱による改正後のせとまちサポーター設置要綱(以下「改正要綱」という。)第4条第4項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「は電磁的方法又は書面によるものとし、」とし、改正要綱第7条及び第8条第1項の規定の適用については、第7条及び第8条第1項中「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法又は書面」とする。